

別記様式第8号（第10条関係）

その1

第 号

禁止命令等有効期間延長処分書

年 月 日

殿

印

有効期間の延長の処分を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定により、下記のとおり禁止命令等（ 年 月 日付け
号）の有効期間の延長の処分をする。

有効期間の延長の処分をする命令の内容	法第5条第1項第1号に掲げる事項	
	法第5条第1項第2号に掲げる事項	
延長後の命令の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

その 2

有効期間の延長 の処分をする理 由	
-------------------------	--

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所（住所が日本国内にないとき又は当該住所が知
れないときは居所）を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付するこ
と。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して 3 か月以内に 公安委員会に対して審査請求をす
ることができます（処分があったことを知った日から 3 か月以内であって
も、処分の日から 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。）。
また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知
った日の翌日から 6 か月以内に を被告として（訴訟
において を代表する者は 公安委員会となります。）提
起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から 6 か
月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴え
を提起することができなくなります。）。ただし、 公安委員会に
に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求
に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起し
なけれならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。